

ごみステーション管理についての申し合わせ

1. 申し合わせの趣旨

- ・ 組長が交代して処理にあたる事に依って、区民のごみ処理に対する意識の高まりが得られる。
また、区民全員で住み良い環境を保っていかうとする気持ちの持続が図られる。

2. 申し合わせ事項

①未回収のごみの処理

組長は所定のごみステーションを月ごとに交代して管理にあたる。
市に回収されない残されたごみについては、担当の組長が処理をする。
月に3回は見回り処理にあたる。

②ごみ処理の為の用品

ごみステーション毎にごみ処理グッズの入ったバッグを用意し、
処理にあたる当月の組長に先月の組長から手渡しと処理依頼を行う。
ごみ袋等不足品があれば、自治区に申し出て補充を行う。

③処理しきれない場合

自治区役員に申し出て、共同して処理にあたる。

3. ごみステーションの管理割り振り

(複数の組が使用するステーションは別途定めるローテーションで行う)

- ①西山地区ごみステーション …… 11組
- ②下古屋集会場ごみステーション … 1組、2組、3組、4組、19組
- ③枝下用水沿ごみステーション …… 5組、6組、8組
- ④那須住宅西ごみステーション …… 7組、9組、10組
- ⑤東畑分譲地ごみステーション … 24組
- ⑥その他マンション等のごみステーション …… 該当の組長

なお、ごみの回収日は、

- ・ 「燃やすごみ」は、毎週火曜日と金曜日
- ・ 「プラスチックごみ」は毎週水曜日
- ・ 「金属ごみ」は、毎月第2水曜日
- ・ 「資源ごみ」は、毎月第3木曜日
- ・ 「埋めるごみ」は、毎月第4水曜日 　　です。